

平成 24 年度 第 2 回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時 平成 25 年 2 月 4 日（月） 午前 10 時 00 分から
午前 11 時 55 分まで

2 場 所 葛飾区役所 7 階 入札室

3 出席者

委 員 西村孝一委員長、轟朝幸委員、鈴木シズエ委員 （全員出席）

事務局 内山利之総務部長、梅田義郎契約管財課長ほか契約管財課職員 4 名

4 概 要

(1) 開 会

(2) 庶務報告

ア 傍聴人について

事務局より傍聴人はなかった旨報告

イ 平成 24 年度第 1 回委員会議事録の公表について

事務局より平成 24 年度第 1 回委員会議事録を調製し、区ホームページにて公表した旨報告

(3) 議 事

ア 入札及び契約手続きの運用状況について

① 平成 24 年度 入札契約執行状況（平成 24 年度下半期）について

事務局より平成 24 年 9 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間の入札及び契約
手続の運用状況等について報告を行った。

② 指名停止措置の運用状況について

事務局より平成 24 年 9 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間の 7 件の指名停
止措置の運用状況について報告を行った。

③ 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より低入札価格調査制度に該当する案件はなかった旨報告を行った。

イ 抽出審議について

平成 24 年 9 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間の入札及び契約手続のうち、
担当委員である西村委員長が抽出した、制限付一般競争入札 1 件、施行能力審査型総
合評価指名競争入札 1 件、公募型指名競争入札 1 件、指名競争入札 5 件、特命随意契
約 3 件の合計 11 件について事務局より入札経過等の説明を行った。

【工事案件の主な質疑等（一括質疑）】

[NO.2083 都市計画道路補助第264号線（三和橋付近）橋梁架替（その10）工事]
（施行能力審査型総合評価指名競争入札）

[NO.2109 葛飾区立中青戸小学校校舎等電気設備工事]
（制限付一般競争入札）

[NO.2178 細田三丁目掘削道路復旧及び高砂諏訪橋人道橋維持（伸縮装置取替ほか）工事]
（制限付一般競争入札）

[NO.2291 半田小学校幹線設備改修その他工事]
（指名競争入札）

B委員 NO.2109番の電気設備工事は、工期が長くいくつかの学校をまとめて工事するものと思われるが、同様に、NO.2178番の土木工事も四箇所をまとめて発注とのことだが、まとめ方のルールがあるのか。

事務局 NO.2109番の電気設備工事は、中青戸小学校の校舎及び体育館の新築に伴う電気設備工事であり、1件のみのものである。建て替えのため、長期間に及んでいるもの。NO.2178番の土木工事については、細かな工事ばかりをまとめたものであり、単体で発注するよりも、業者にとって有利であると主管課の判断があったものと思われる。ここのところ、不調・不落の案件が続いており、例えば、いくつかの公園の工事をまとめたところ不落となり、分割したところ落札できた例もあり、予算との兼ね合いもあるが、単体で発注した方が業者に有利であるようなものは、分割を行う必要があると考えている。

B委員 まとめた方が効率的で、経費も抑えることができると思うが、分割して多くの業者が参加できるようにすれば、落札率も下がって競争性が高まる可能性がある。なかなか予算との兼ね合いが難しいと思うが、そのような視点も大事だ。

A委員 落札率も高く、辞退者が多い。工事の種類によって事情や状況が異なると思うが、このような状況が続くようなら、競争が成立し易い入札の方策を検討する必要があると思われる。

C委員 人工代が高くなっていて、採算が合わないと聞いている。昔は東北地方から人工が集まっていたが、復興工事にとられて確保するのが難しく、高額になっているとのこと。

事務局 東北においても、沢山の復興工事が行われているが、人手不足で不調・不落が多発しているようである。葛飾区内での工事においては、労働者や技術者が不足しており、下請け業者も東北にとられているのが現状である。東京都においても、水道管の耐震化工事に力を入れているが不落が続いていて対策を検討しているとのことであった。

このような中、人件費が合わないとの声が非常に多いが、そもそも予定価

格が低すぎると言われている。競争が成り立たなくて落札率が高いのではなく、そもそも予定価格が低すぎて工事ができないと聞いている。また、先ほど鈴木委員からご指摘のあった、人が足らなくて人件費が高騰してしまう状況としては、大きな工事をくっ付けると技術者がそれぞれ必要となり、逆に分割して小さな工事とすると技術者が不要となったりするケースもあるので、このようなことも含め、今後工事主管課と協議しながら検討して参りたい。

【修繕、設計等委託の主な質疑等（一括質疑）】

〔NO.2287 葛飾区文化会館温水ボイラー交換修繕〕 (指名競争入札)

〔NO.2068 山本亭ほか2耐震診断等業務委託〕 (指名競争入札)

- C委員 耐震診断の方は、110日間とかなり掛かっているが。
- 事務局 お手元の仕様書にあるように、専門的・技術的な内容が詳細に渡っており、なかなか私どもでは説明はできないが、いずれも大正時代の木造建築物で、耐震診断と補強方法をまとめるのに時間が掛かるのではないかと。
- A委員 このような調査を行っている業者は、多くないと聞いているが。
- 事務局 建築設計の会社となるが、区内は少なく限られてしまう。3者中1者のみ区内で、ほかは区外となる。
- B委員 3者の指名競争入札となっているが、公募型の指名競争入札とは金額で異なるのか。
- 事務局 公募型の指名競争入札は、1千万円以上の案件に適用している。
- B委員 ボイラーの修繕の方で、仕様書に参考型番として記載があるが、製品を指定するものか。
- 事務局 指定するものではなく、見積った時点での製品で、同型の規格以上のものを調達するものである。
- B委員 いずれの入札案件も3者と5者で、少なめの業者選定となっているが、選定社数にルールがあるのか。
- 事務局 葛飾区の指名業者選定要綱で金額に応じ、指名業者数が定められており、工事では1千万円までが3者以上となっている。
- B委員 指名の仕方のルールもあるのか。
- 事務局 内規的に定めており、例えば、入札参加資格者の中から、まず当区の実績がある者をしぼり、さらに案件の金額に見合った会社の規模・能力によりふるいに掛け、指名要綱の選定者数に合わせていくようにしている。また、過去の同一工事の実績である業者には配慮するようにしている。
- 委託などの同一種類の業者が多数いる場合には、選定表を作成し、指名回数が均等になるように、また、同じ組み合わせにならないようにするなど工夫している。

A委員 この2件の資料だけで、競争関係がどのように作用しているのかまでは分かりにくく、直ぐにどうこうと意見をいうのは難しい。選定者数が少ないから落札率が高いとは言い切れず、この耐震診断のように3者でも競争性が高い結果を示した事例もある。しかし、業種や工事内容によって異なってくるものと思うが、一般的には、選定者数が少なければ競争性が低いと考えられる。今後も、選定者数が妥当なのかということも含め、検証していく必要があると思われる。

事務局 電子入札としているため、以前のように現場説明会等で選定業者が事前に分かることはない。要綱では3者以上としており、同一金額で4者あるいは5者とする場合もある。金額で選定者数を固定してしまうと、統計的に類推されてしまうおそれもあるため、今後とも3者、4者、5者などランダムに選定する工夫はしていきたい。

【委託、長期継続契約（委託）の主な質疑等（一括質疑）】

〔NO.2034 葛飾区住民情報共通データベースシステム設計委託（債務負担行為）〕

（特命随意契約）

〔NO.2169 資源回収実態調査委託〕（指名競争入札）

〔NO.1919 男女平等推進センター昇降機保守委託（長期継続契約）〕（指名競争入札）

B委員 昇降機の保守についてだが、このところ事故が続いたこともあり、業者選定が非常に重要であると感じている。しかし、説明によると、メーカーは保守が他の保守業者の手に一度渡ってしまうと、その後は安全の保障はできないと手を引いてしまう。これは、例えば、メーカーの独占に繋がるおそれや、あるいは裏で何をしているのか監視の目が届かないような、非常に危うい状況にあると思われる。他の業者が保守を行う際には、独特のパーツの使用を禁止するよう仕様書に定めたり、誰が保守を行ったとしても、引継ぎができて管理できるよう、その技術をオープンにするなど検討が必要だと思われる。

事務局 以前、高校生がエレベーターに挟まれて死亡した事故があった。あの事故においても、メーカーと保守業者の言い分が異なっており、双方がそれぞれ責任を擦り合っている状況である。もう何年も経っているが、未だ争点整理ができずおらず、裁判もこれからと聞いている。

この事故を受け、葛飾区としては、まずは安全性を第一に考え、次に安全性が保たれるのであれば、入札で葛飾区として有利なところでいうように、検討をしてきた。その中で、エレベーターの設置年数により、新しいうちはそうそう事故もおきないので競争入札でもいいだろう。あるいは、古くなると部品調達が困難になりメーカーでないと対応できないようであれば、特命

随契でもやむを得ないとの考えを持っていた。しかし、最近になって、エレベーターの事故が頻発しており、契約相手の選定をどのようにすればいいのか再度検討をしているところである。

メーカーは、技術情報を出したはず、出させるためには多額な費用が必要となる。主に遠方監視システムによるものだが、これが入っているとエレベーターの中心部にあるコンピュータ部分に手を加えなければ請け負えず、保守業者は独自の技術で遠方監視システムを取り付けている。何年かして、メーカーが保守をやる時には、これでは、すべて取り換えないとメーカー責任を負うことはできないと言いつけている。

メーカーと保守業者のどちらかと言えば、区としては、安全性を一番に考え、メーカーに設置したら最後まで責任をもって管理してもらうのが一番いいのではないかという流れで検討している。しかし、設置後、保守が長期間に渡り付いてくるため、多額な保守料を請求してくる恐れがある。この費用の積算が契約管財課では難しいため、技術職員の協力を得て、しっかりと適正価格で契約ができるような仕組みも検討している。

B委員 メーカーに保守を委託するのは、100%の賛成はできない。独占は手抜きを招き易く、安全性を担保出来ない。また、経費的にも高額となる。技術や仕様を公表させる前提で、工事や管理をしてもらう方法が望ましいと考える。

A委員 安全面のみを考えるのであれば、メーカーに点検させるのが一番であろう。しかし、費用面を考えると高額となるのは容易に想像できる。メンテナンスについては、設置工事契約とは別途契約となるが、他の保守業者が契約した場合でも、基本仕様に関する情報は開示することを原則とするのが望ましい。ただし、特許権等の問題もありなかなか難しいとは思われるが、値段的にも安いものではなく、命に関わる事項であるため、価格の問題、安全性の問題を精査し、もう少し工夫や検討を重ねる必要がある。一律に決めないで、専門員に意見を聴きながら検討してみてもどうか。

事務局 エレベーターについては、数十年も使用するもののため、設置する際に設置工事費用と数十年分のメンテナンス費用と合わせて競争することはできないか。また、技術の公開を業界に求めるであるとか検討すべきことはあると思う。取り急ぎの区対応としては、安全性を第一に考え、費用面は区で積算し交渉して、メーカーによるメンテナンスを考えている。もちろん、今後については、いろいろなご意見を取り入れながら、再度検討していく予定である。

A委員 ウイメンズパルの保守管理の方法や方針等は、ウイメンズパルで決めているのか。ウイメンズパル（男女平等推進センター）は、エレベーターに限らず、消防設備保守点検や自家用電気工作物保守点検など保守系の委託業務の

落札率が非常に高くなっている。結果だけを見ると、一度請け負った業者が継続して高い落札率で請け負っている傾向があり、競争性が低い。契約の形態や保守管理の方法も検討が必要なのではないか。

事務局 保守管理の方法は、ウイメンズパルの中にある人権推進課で決めている。
保守系の委託業務は、施設ができてから廃止まで長年同じ保守点検業務を行うこととなる。競争により業者を決定するが、昨年の落札金額で翌年度の予算が決定され、また競争で切り詰めてきており、その繰り返して、もうこれ以上は見直す余地がなくなっている。このため、予定価格とほぼ同額の高い落札率で推移してきており、他の業者も参入しづらくなっているのではないかと思われる。もちろん、まだまだ見直していかなければならないが、それと同時に、委託業務の検査方法についても、書類のみの検査だけでなく、技術的な保守点検の内容を確認できるようなチェックの仕方も合わせて考えて参りたい。

C委員 少し気になるのは補償の関係で、何かあった場合メーカーか、メンテナンス業者か、管理監督者の区が責任を負うのか。責任の所在も絡んでくるため、合わせて検討すべきである。

事務局 前述のとおり、現在裁判にも至っていない状況で、責任はメーカーとメンテナンス業者のどちらなのか大問題となっているが、当区としては、安全が第一であるので、業者任せではなく、どちらかがやっても安全が確保できるように、点検後の安全確認の手順やルールを検討して参りたい。

A委員 この問題は大変重要な内容であるため、引き続き経過を追っていくこととしたい。

次に、資源回収実態調査委託の件だが、これは雇用対策的色彩のものか。

事務局 区の施策に、たまたま東京都の緊急雇用創出事業補助金がマッチしたため、財源確保に活用したもの。新規事業であり、調査にあたっては、従事者を新規雇用するよう誘導はしている。

A委員 住民情報データベースの設計委託は、プロポーザルによる選定結果を受けて、その業者と特命随意契約をしたものか。

事務局 価格だけではなく、企画コンペのように、様々な提案を受け、それを評価し、最も高い評価の業者と契約したものである。参考だが、公平性を確保するため、設計に携わった業者は、構築のプロポーザルの際には参加できない条件を付して実施している。

B委員 選定の際の評価基準は、定まっているのか。

事務局 その都度、要綱等で定めている。大まかに言うと、その会社の信頼性であるとか、システム設計の要件定義に対する考え方、プロジェクトの体制等を評価している。本件の場合は、配点の合計が322点中、最高点が248点、

次点が245点となっている。

本件は、住民情報の共通データベースを設計するものであり、区の根幹を成すシステムとなる。東日本大震災では、データベースが被災し使用できなくなった事例もあり、データセンターを遠隔地に設置するなども検討されている。また、セキュリティの強化も重要な課題である。

A委員 設計業者が、構築に参加できないとのことだが、支障はないのか。
事務局 システム設計は、まさに建物の設計図を書くものであり、誰もが構築できるような設計図を作成することとなる。

【特命随意契約の主な質疑等（一括質疑）】

〔NO.27914 新小岩駅南北自由通路事業用地測量等委託〕 (特命随意契約)

〔NO.32181 2020年オリンピック・パラリンピック招致委員会ライセンス商品購入〕
(特命随意契約)

A委員 JR新小岩駅の南北自由通路に係る測量となるが、JR系列の測量業者しかできないものなのか。

事務局 先日線路脇工事の足場が倒れて、電車と接触する事故があった。このようなこともあり、JRでは、安全管理上の理由から沿線の工事等にもかなり慎重な姿勢をとっている。しかし、測量であり線路内に立ち入るわけではないので、JRが保有する設計図、財産図、測量図等の資料の貸与を求めたが、JR指定の業者以外貸与はできない旨の回答であった。

B委員 貸与できない理由は何か。

事務局 立ち立った事情までは聞いていない。機密情報や安全性の問題であると思われる。今後もあると思われるので、主管課を通じ、申し入れをして参りたい。

A委員 オリンピック等の招致委員会のライセンス商品の方は、他にもオリンピック関連の契約が沢山あったが、どのような理由で特命随意契約となったのか。

事務局 東京都や招致委員会からライセンス商品の活用など、招致活動の協力依頼があった。これを受け、区では招致推進事業を10月から行う予定であり、今回一般販売に先立って行う、自治体向けの特別販売で購入する必要があった。価格も10月以降に行われる一般販売より安価で購入することができることとなっている。既に、招致委員会や東京都において、競争は行われているものと考えている。

B委員 それを、確認しておくことも大切だと思う。

事務局 今後、招致活動が活発になるにつれて、同様な依頼があるかと思うので、金額に関わらず一件ずつ確認するとともに、理由や内容を精査して参りたい。

A委員 個別自治体のバックアップがなければ、成り立たないものであり、主張すべき事項は、しっかり伝えていただきたい。

以上が抽出案件の審議となるが、指名競争入札のあり方というのは、今後も契約事案ごとに継続してチェックしていく必要があると思われる。

ウ 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

エ 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

オ 契約制度の見直し状況等について

① 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について報告を行った。

25年1月末までの審査状況は、39件の審査を行っている。

専門員からの主な意見及び改善点は、記載のとおりで、審査の結果を反映して工事主管課で起工を行う。

工事主管課においても審査があるということから、しっかりと見直すようになったため、審査件数は増えているが、かなり指摘事項は減ってきている。しかし、残念ながらケアレスミスが1件生じている。

A委員 件数がずいぶん増えてきている。

事務局 来年度は、夏休み工事の集中するものを除き、全件できればと考えている。発注する前に修正が効くため、工事施工中の契約変更が少なくなる効果がある。

C委員 工事始まってからの契約変更は高額となる場合がある。

A委員 件数が増えることによって、専門員の方の負担はどうか。

事務局 最初の頃は、指摘事項も沢山あったが、最近では少なくなったため、予定のスケジュール内で審査を終えている。きつくなつたとは聞いていない。

A委員 制度的には、大事な制度だと思うので、充実していけば工事の質を高めていくものでもあるから、是非継続して実施していただきたい。

② 葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱等の制定について

事務局より、暴力団等排除措置要綱、暴力団等排除対策委員会設置要綱及び運用指針並びに制度概要及び事務手続きの流れについて説明を行った。

A委員 本件については、排除条例が制定されてから、契約関係など大分浸透してきていると思われるが、葛飾区としては、実際に問題となっている事例は多いのか。

事務局 葛飾区の契約の中で、暴力団関係者が関わっていた案件は今のところない。ただし、入札参加資格者の中で、警視庁からの連絡を受け指名停止とした事例はある。

A委員 その判断が難しい。基本的にはいろいろな問題が生じてくるので、個別に対処していくしかないだろう。どちらにしても大事な問題であるため、きちんと対応していく必要がある。

事務局 判断については、警視庁と合意書を取り交わしており、通報してくることとなっている。また、排除措置をとるのか、勧告をするのかは対策委員会を設置し決定することとなっているので、警視庁または所轄警察署と連携して、しっかりと対処して参りたい。

③ 葛飾区における競争入札参加者の選定に係る区内業者等の認定基準の一部改正について

事務局より、認定基準の一部改正概要及び事務手続きの流れについて説明を行った。

A委員 件数で言うとどれ位なのか。

事務局 工事・物品を合わせて、支店業者は30社程度ある。そのうち実態調査を実施した店舗は、20社程度。改善通知をしたのが、14社となっている。

B委員 改善内容としては、どのようなものがあるのか。

事務局 複数回実態調査をしたが不在で実態が確認できない。あるいは、会うことができても支店としての機能がない。例えば、電子入札で応札をすることとなっているが、パソコンや認証カードが常設されておらず、本社で応札しているケースがあった。このような業者には改善通知を送付し、改善されるまでは、区内業者として取り扱えない旨伝えた。もちろん、改善後は再度実態調査を行い、確認できれば区内業者として取り扱っている。

A委員 この見直しは、具体的な問題が生じてのことか。

事務局 この認定基準は、平成21年度に施行されたものだが、これまでの間に、いくつかの通報や情報提供があり、公平性、競争性を確保するため、見直すものである。

(4) その他

A委員 以上で予定された議事はすべて終了したが、その他事項で何かご意見等はあるか。

それでは、本日の入札監視等委員会を終了とする。

以上